

○国土交通省告示第七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第一項の規定に基づき、建築基準法第二十条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年二月二十六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、火災時倒壊防止構造）とすること。

イ 当該建築物（階段室及び付室を除く。）が、床面積の合計百平方メートル以内ごとに火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は通常火災終了時間防火設備で令第十二条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、次の表の上欄に掲げる建築物の部分については、それぞれ同表下欄に定める床面積の合計以内ごとに区画されていれば足りる。

建築物の部分	床面積の合計（単位 平方メートル）
スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自	二百

改正前

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

（新設）

<p>動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設け、天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下このイ、次号ト及び第四号ロにおいて同じ。）の仕上げを準不燃材料とした部分</p>	<p>スプリンクラー設備等を設け、天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした部分（当該部分に設けられた通常火災終了時間防火設備が常時閉鎖又は作動をした状態にあるものである場合に限る。）</p>	<p>五百</p>
<p>スプリンクラー設備等を設け、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした部分（当該部分に設けられた通常火災終了時間防火設備が常時閉鎖又は作動をし</p>	<p>六百</p>	

た状態にあるものである
場合に限る。）

ロ 給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）が、イに規定する火災時倒壊防止構造の床又は壁（以下このロ及びハにおいて「防火区画」という。）を貫通する場合においては、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 次の(i)から(iv)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iv)までに定める基準に適合する防火被覆を防火区画の貫通孔の内側に面する部分に設けていること。

(i) 七十五分以下である場合 強化せつこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。以下同じ。）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上であるもの

(ii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十五ミリメートル以上であるもの

(iii) 九十分を超え、百五分以下である場合 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十五ミリメートル以上であるもの

(iv) 百五分を超え、百二十分以下である場合 強化せつこうボードを三枚以上張ったもので、その厚さの合計が六十一ミリメートル以上であるもの

(2) 給水管等と防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められており、かつ、当該不燃材料で埋められた部分及び(1)に規定する防火被覆の外面に次の(i)から(iv)までに掲げる

- 固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iv)までに定める基準に適合する防火被覆を設けていること。
- (i) 七十五分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が二十一ミリメートル以上であるもの
- (ii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が二十五ミリメートル以上であるもの
- (iii) 九十分を超え、百五分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が二十八ミリメートル以上であるもの
- (iv) 百五分を超え、百二十分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が三十一ミリメートル以上であるもの
- (3) 給水管等の構造が次のいずれかに適合するものであること。
- (i) 鉄管又は鋼管であること。
- (ii) 給水管等が防火区画を貫通する部分及び当該貫通する部分から両側に一メートル以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。
- (iii) 給水管等の外径が、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び固有通常火災終了時間に応じ、それぞれ次の表に定める数値未満であり、かつ、その内部に電線等を入挿入していない予備配管にあつては、当該予備配管の先端を密閉したものであること。

給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚(単位)	給水管等の外径(単位)
			ミリメートル	ミリメートル

排水管及び排水管に付属する通気管	配電管	給水管					
厚さ○・五ミリメートル以上の鉄板又は鋼板で覆われ							
難燃材料又は硬質塩化ビニル	難燃材料又は硬質塩化ビニル	難燃材料又は硬質塩化ビニル					
五・五以上六・六未満	五・五以上	五・五以上六・六未満	六・六以上	六・六以上			
九十	九十	九十	百十五	九十	六十分以下であることを超える場合	六十分以下であることを超える場合	固有通常火災終了時間
九十	九十	九十	九十	九十	六十分以下であることを超える場合	六十分以下であることを超える場合	

		合	て	い	る	場
	他の 場合	難燃材料 又は硬質 塩化ビニ ル	四・一以 上五・五 未満	六十一	六十一	
上	五・五以		九十		六十一	

ハ 換気、暖房又は冷房の設備の風道（以下「換気等設備の風道」という。）が防火区画を貫通する場合には、当該風道の当該防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、昭和四十八年建設省告示第二千五百六十五号第三号に定める構造方法を用いる通常火災終了時間防火設備を次に掲げる方法により設けなければならない。

- (1) 主要構造部に堅固に取り付けること。
- (2) 換気等設備の風道の防火区画を貫通する部分に近接する部分に防火設備を設ける場合には、当該防火設備と当該防火区画との間の風道は、次の(i)から(iii)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める厚さ以上の鉄板又は鋼板で造ること。
 - (i) 六十分以下である場合 一・五ミリメートル
 - (ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 一・六ミリメートル
 - (iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 一・八ミリメートル
- (3) 天井、壁等に一边の長さが四十五センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動

状態を確認できる検査口を設けること。

ニ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

- (1) 令第二百二十三条第三項各号（同項第三号、第四号、第十号及び第十二号を除く。）に掲げる基準に適合していること。
- (2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(4)の出入口の部分（令第二百二十九条の十三の第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。
 - (i) 次の(一)から(三)までに掲げる固有通常火災終了時間に一・六を乗じた時間の区分に応じ、それぞれ当該(一)から(三)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁に限る。）
 - (一) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(一)、(ii)(一)及び次号チ(2)(i)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
 - (二) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの

-
- (イ) (一)に定める構造
 - (ロ) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造
 - (ハ) 七十五分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
 - (イ) (二)に定める構造
 - (ロ) 七十五分間準耐火構造
 - (ニ) 次の(一)から(四)までに掲げる固有通常火災終了時間に一・二を乗じた時間の区分に応じ、それぞれ当該(一)から(四)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁以外の壁に限る。）
 - (一) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
 - (二) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
 - (イ) (一)に定める構造
 - (ロ) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造
 - (三) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
 - (イ) (二)に定める構造
 - (ロ) 七十五分間準耐火構造
 - (四) 六十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲
-

げるもの

(イ) (三)に定める構造

(ロ) 令和元年国土交通省告示第九十五号第一号イ若しくはニ又は第三号イ若しくはニのいずれかに定める構造方法を用いる構造

(3) 階段室及び付室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたものであること。

(4) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には通常火災終了時間防火設備で令第一百十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第一百十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを設けていること。

(5) バルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積。以下この(5)において同じ。）は十平方メートル以上とし、各階におけるバルコニー又は付室の床面積の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、百分の三を乗じたものの合計以上とすること。

ホ 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一号ロ表一に掲げる式によって計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に同号ロ表二に掲げる式によって計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動した時にできる軌跡の範囲内の部分（イの規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。

- (1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの
- (2) (1)に規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの
- (3) 開口部の高さが〇・三メートル以下のもの
- (4) 開口面積が〇・二平方メートル以内のもの
- へ 居室に避難上支障がないよう自動火災報知設備が設けられていること。
- ト 周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号口において同じ。）が設けられていること。
- チ 用途地域が定められていない土地の区域内にある建築物にあつては、当該建築物の各部分（昇降機その他の建築設備の機械室その他これに類する室及び便所その他これに類する室を除く。）にスプリンクラー設備等が設けられていること。
- 二|| 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、七十五分間準耐火構造）とすること。
- イ 地階を除く階数が四以下であること。
- ロ 法別表第一(イ)欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供するものでないこと。
- ハ 当該建築物（階段室及び付室の部分を除く。）が、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに七十五分間準耐火構造の床若しくは壁又は七十五分間防火設備で令第一百十二条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、当該防火設備が常時閉鎖又は作動をした状態にあるものである

- 一|| 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、七十五分間準耐火構造）とすること。
- イ 地階を除く階数が四以下であること。
- ロ 法別表第一(イ)欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供するものでないこと。
- ハ 床面積の合計二百平方メートル以内ごとに七十五分間準耐火構造の床若しくは壁又は七十五分間防火設備で令第一百十二条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、当該防火設備が常時閉鎖又は作動した状態にあるものである場合にあつては、床面積の合計五百平方メートル以内

場合にあっては、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画されていなければならない。

二 ハの規定により区画された部分ごとにスプリンクラー設備等が設けられていること。

ホ

給水管等がハに規定する七十五分間準耐火構造の床又は壁（以下このホ及びヘにおいて「防火区画」という。）を貫通する場合においては、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 前号ロ(1)(i)に定める基準に適合する防火被覆を防火区画の貫通孔の内側に面する部分に設けていること。
- (2) 給水管等と防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められており、かつ、当該不燃材料で埋められた部分及び(1)に規定する防火被覆の外面に前号ロ(2)(i)に定める基準に適合する防火被覆を設けていること。
- (3) 給水管等の構造が次のいずれかに適合するものであること。
 - (i) 鉄管又は鋼管であること。
 - (ii) 給水管等が防火区画を貫通する部分及び当該貫通する部分から両側に一メートル以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。
 - (iii) 給水管等の外径が、給水管等の用途、覆いの有無、材質及び肉厚に応じ、次の表に定める数値未満であり、かつ、その内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該予備配管の先端を密閉したものであること。

給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚（単位）	給水管等の外径（単位）
			ミリメートル	ミリメートル

ごとに区画されていなければならない。

二 ハの規定により区画された部分ごとにスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）
、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの
が設けられていること。

（新設）

		給水管	配電管	排水管及び排水管に附属する通気管
				厚さ〇・五ミリメートル以上の鉄板又は鋼板で覆われている場合
		難燃材料又は硬質塩化ビニル	難燃材料又は硬質塩化ビニル	難燃材料又は硬質塩化ビニル
	上	五・五以上	五・五以上	五・五以上
	六十一	九十	九十	九十

換気等設備の風道が防火区画を貫通する場合には、当該風道の当該防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、昭和四十八年建設省告示第二千五百六十五号第三号に定める構造方法を用いる七十五分間防火設備を次に掲げる方法により設けなければならない。

(1) 主要構造部に堅固に取り付けること。

(2) 換気等設備の風道の防火区画を貫通する部分に近接する部

(新設)

分に防火設備を設ける場合にあつては、当該防火設備と当該防火区画との間の風道は、厚さ一・六ミリメートル以上の鉄板又は鋼板で造ること。

(3) 天井、壁等に一边の長さが四十五センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口を設けること。

ト 天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされていること。

刊 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

(1) 前号ニ(1)、(3)及び(5)に掲げる基準に適合していること。

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(3)の出入口の部分（令第二百二十九条の十三の第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。

(i) その全部又は一部に木材を用いた壁で通常火災終了時間が二時間以上である建築物の壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が二時間以上である建築物の壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いるもの

ホ 天井（天井のない場合においては、屋根。以下この項及び次項第四号ロ(2)において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。第三号ロにおいて同じ。）の仕上げが準不燃材料でされていること。

ヘ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）で次に掲げる基準に適合するものが設けられていること。

(1) 令第二百二十三条第三項各号（第三号、第十号及び第十二号を除く。）に掲げる基準に適合していること。

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(3)の出入口の部分（令第二百二十九条の十三の第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。

(i) その全部又は一部に木材を用いた壁で法第二十一条第一項の規定により令第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（通常火災終了時間が二時間以上であるものに限る。）又は法第二十七条第一項の規定による令第一百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（特定避難時間が二時間以上であるものに限る。）の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある

(ii) 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造の壁（その全部又は一部に木材を用いたものを除く。）

(3) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には七十五分間防火設備で令第十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを設けること。

(削る)

リ 他の外壁の開口部の下端の中心点を水平方向に、それぞれ平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一号口表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に同号口表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（ハの規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

(削る)

(削る)

る部分に限る。）の構造方法を用いる構造のもの

(ii) 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第三項第一号に定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いたものを除く。）

(3) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には七十五分間防火設備で令第十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを設けること。

(4) バルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積。以下この(4)において同じ。）は十平方メートル以上とし、各階におけるバルコニー又は付室の床面積の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に百分の三を乗じたものの合計以上とすること。

ト 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に同号口表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

(1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの

(2) (1)に規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のな

(削る)

(削る)

㉒ 前号へ及びトに掲げる基準に適合していること。

㉓ 廊下その他の避難の用に供する部分に令第二百二十六条の三第一項に掲げる基準に適合する排煙設備が設けられ、又は当該部分が外気に有効に開放されていること。

(削る)

㉔ 用途地域が定められている土地の区域内にある建築物であること。

三 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。）準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。

イ 地階を除く階数が三以下であること。

ロ 周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物については、この限りでない。

(1) 延べ面積が二百平方メートルを超えるものにあつては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次の(i)から(iv)までの

い 通路に設けられたもの

(3) 高さが〇・三メートル以下のもの

(4) 開口面積が〇・二平方メートル以内のもの

㉕ 居室に避難上支障がないよう自動火災報知設備が設けられていること。

㉖ 廊下その他の避難の用に供する部分に令第二百二十六条の三第一項に掲げる基準に適合する排煙設備が設置され、又は当該避難の用に供する部分が外気に有効に開放されていること。

㉗ 周囲（道に接する部分を除く。次号ロにおいて同じ。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。次号ロにおいて同じ。）が設けられていること。

㉘ 用途地域が定められている土地の区域内にある建築物であること。

二 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。）準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、一時間準耐火基準（令第二百二十二条第二項に規定する一時間準耐火基準をいう。ロ(1)において同じ。）に適合する準耐火構造）とすること。

イ 地階を除く階数が三以下であること。

ロ 周囲に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物については、この限りでない。

(1) 延べ面積が二百平方メートルを超えるものにあつては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次の(i)から(iv)までの

いずれかに掲げる構造方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。

(i) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造とすること。

(ii) 防火構造の外壁に用いる構造とすること。

(iii) 令百九条の三第二号ハに規定する三階以上の階における床に用いる構造又は令百十五条の二第一項第四号に規定する一階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び二階の床（通路等の床を除く。）に用いる構造とすること。

(iv) 不燃材料で造ること。

四 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。）令百十五条の二第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号の規定に適合する構造とすること。

イ 地階を除く階数が二以下であること。

ロ 建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び令百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

ハ 令四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重（令八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあっては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項及び第八項において「木造

いずれかに掲げる構造方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。

(i) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造とすること。

(ii) 防火構造の外壁に用いる構造とすること。

(iii) 令百九条の三第二号ハに規定する三階以上の階における床に用いる構造又は令百十五条の二第一項第四号に規定する一階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び二階の床（通路等の床を除く。）に用いる構造とすること。

(iv) 不燃材料で造ること。

三 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。）令百十五条の二第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号の規定に適合する構造とすること。

イ 地階を除く階数が二以下であること。

ロ 建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び令百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

ハ 令四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

（新設）

建築物」という。)の耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号)第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一十号)第二条又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号)箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項及び第八項において同じ。)を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この項及び第八項において「取合い等の部分」という。)が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造(以下この項及び第八項において「炎侵入防止構造」という。)であること。

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(ii) 接合部のうち木材で造られた部分の片側(当該耐力壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該耐力壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあつては、両側。第八項において同じ。)の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(イ) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（以下単に「接着剤」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂（以下「フェノール樹脂等」という。）を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合に限る。）次に掲げる式によって計算した値

$$D_1 = 8.25 \times 10^{-2} t_{ff(nc)}$$

この式において、 D_1 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_1 燃えしろ深さ（単位 センチメートル）
 $t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間（単位 分）

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限る。）次に掲げる式によって計算した値

$$D_2 = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{ff(nc)}$$

この式において、 D_2 、 k_c 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_2 燃えしろ深さ（単位 センチメートル）

k_c 次の上欄に掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める炭化速度係数

七十五分以下である場合	一・四五
七十五分を超え、九十分以下である場合	一・六
九十分を超え、百二十分以下である場合	一・八
百二十分を超え、百八十分以下である場合	二・〇

$t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間 (単位 分)

- (二) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
- (三) 接合部に鉄材又は鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防

-
- 火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。
- (ii) 当該耐力壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
- (一) 主要構造部である耐力壁のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(i) (イ) 又は (ロ) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該 (イ) 又は (ロ) に定める値の部分が除かれたときの残りの断面 (二) 及び (三) において「残存断面」という。) について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。
- (二) (一) によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
- (iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。
- (2) 次の (i) から (iii) までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該 (i) から (iii) までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
- (ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の (一) 又は (二)
-

-
- のいずれかに掲げる構造
- (一) (i)に定める構造
 - (二) 七十五分間準耐火構造
 - (iii) 六十分以下である場合 次の一)又は二)のいずれかに掲げる構造
 - (一) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第一号ホに定める構造方法を用いる構造
- ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）にあっては、次の(1)から(4)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
 - (2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の一)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (i) (1)に定める構造
 - (ii) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造
 - (3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の一)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (ii) 七十五分間準耐火構造
 - (4) 六十分以下である場合 次の一)又は(ii)のいずれかに掲げる
-

構造

- (i) (3) (i) 又は (ii) のいずれかに掲げる構造
- (ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一号イ、ハ若しくはニ又は第三号イ、ハ若しくはこのいずれかに定める構造方法を用いる構造

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）については、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(iv)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。）次に掲げる式によって計算した値

$$D_{t1} = 8.25 \times 10^{-2} t_{ff(nc)} + 3$$

この式において、 D_{t1} 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{t1} 厚さ（単位 センチメートル）

$t_{ff(nc)}$

補正固有通常火災終了時間（単位 分）

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)イ(ロ)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。）次に掲げる式によつて計算した値

$$D_{t2} = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{ff(nc)} + 3$$

この式において、 D_{t2} 、 k_c 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{t2} 厚さ（単位 センチメートル）

k_c 前号イ(1)イ(ロ)に規定する炭化速度係数

$t_{ff(nc)}$

補正固有通常火災終了時間（単位 分）

(2)

次の(i)から(ロ)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(ロ)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁（外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)、ロ(1)及び第八項第二号イ(2)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁（法第二

十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (i)に定める構造

(ii) 七十五分間準耐火構造

(iii) 六十分以下である場合 次(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第九十五号第一第二号に定める構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の非耐力壁(イに規定するものを除く。)にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造

(3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次(i)又は(ii)の

いずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 七十五分間準耐火構造

(4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第二号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハのいずれかに定める構造方法を用いる構造

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第二項第一号イ(1)(i)-(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常

の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九十三号第一第二項第一号イ(1)(i)(1)又は(1)(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又は(1)(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(1)又は(1)(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又は(1)(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の柱（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の柱（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる構造

(1) (i)に定める構造

(2) 七十五分間準耐火構造

(iii) 六十分以下である場合 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる構造

(1) (i)又は(2)のいずれかに掲げる構造

-
- (ロ) 令和元年国土交通省告示第九十五号第二三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造
- 木造建築物の柱（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) 百八十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の柱（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の柱（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
- (2) 百二十分を超え、百八十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (1)に定める構造
- (ii) 耐火構造（三時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。）
- (3) 七十五分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 耐火構造（二時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。）
- (4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 七十五分間準耐火構造
-

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第二第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法(第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造とすることを除く。)を用いる構造

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)については、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(-i) 接合部のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、第一号イ(1)(i)(-i)又は(1)(i)(-ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(-ii) 第一号イ(1)(i)(-i)及び(1)(i)(-ii)に定める基準。

(ii) 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(-i) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面

(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。) から内側に、第一号イ(i)(i)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面(ii)及び(iii)において「残存断面」という。) について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(ii) (i) によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。

(iv) 床の上面に次の(i)から(iv)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iv)までに定める基準に適合する防火被覆を設けていること。

(i) 百五分を超え、百二十分以下である場合 強化せつこうボードを三枚以上張ったもので、その厚さの合計が六十一ミリメートル以上であるもの

(ii) 九十分を超え、百五分以下である場合 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十五ミリメートル以上であるもの

(iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十ミリメートル以上であるもの

(iv) 七十五分以下である場合 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上であるもの

(2) 次の(i)から(iv)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iv)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

-
- (i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
- (ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
- (一) (i)に定める構造
- (二) 七十五分間準耐火構造
- (iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
- (一) (i)又は(二)のいずれかに掲げる構造
- (二) 令和元年国土交通省告示第九十五号第三第四号に定める構造方法を用いる構造
- ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
- (2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
-

-
- (i) (1)に定める構造
 - (ii) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号イ(1)から(5)までのいずれかに掲げる構造
- (3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに該当する構造
 - (ii) 七十五分間準耐火構造
- (4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第三第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造
- 五 はり 次に掲げる基準
- イ 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。
- (1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
 - (i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
 - (ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第二項第一号イ(1)(i)-(ii)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値
-

」と読み替えるものとする。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従った構造計算によつて、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九十三号第一第二項第一号イ(1)(i)(-)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(-)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物のはり（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物のはり（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(-)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(-)(i)に定める構造

-
- (二) 七十五分間準耐火構造
 - (iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (一) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (二) 令和元年国土交通省告示第九十五号第四第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造
 - ロ 木造建築物のはり(イに規定するものを除く。)にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
 - (1) 百八十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物のはり(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物のはり(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造
 - (2) 百二十分を超え、百八十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (i) (1)に定める構造
 - (ii) 耐火構造(三時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。)
 - (3) 七十五分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (ii) 耐火構造(二時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。)
-

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 七十五分間準耐火構造

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第四第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法（第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造とすることを除く。）を用いる構造

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏（延焼のおそれがある部分に限る。以下この(i)、ロ(1)及び第八項第六号イ(2)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに

-
- 限る。)又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造
- (ii) 七十五分以下である場合 次(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (i)に定める構造
- (ii) 七十五分間準耐火構造
- ロ 木造建築物の軒裏(イに規定するものを除く。)にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造
- (2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (1)に定める構造
- (ii) 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第三項第二号イ又はロのいずれかに該当する構造
- (3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 七十五分間準耐火構造
- (4) 六十分以下である場合 次(i)又は(ii)のいずれかに掲げ
-

る構造

- (i) (3) (i) 又は (ii) のいずれかに掲げる構造
- (ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第五第二号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造

3||

第一項の「通常火災終了時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。第九項において同じ。）をいう。

一 九十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有通常火災終了時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二 七十五分を超え、九十分以下である場合 次のイからホまでのいずれかに該当する防火設備

イ 前号に定める防火設備

ロ 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号口に適合する構造方法を用いる防火設備

ハ 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備

ニ 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが一・八ミリメートル以上の防火設備

ホ 厚さ三十ミリメートル以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備

(新設)

- 三 六十分を超え、七十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備
 - イ 前号に定める防火設備
 - ロ 七十五分間防火設備
- 四 四十五分を超え、六十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備
 - イ 前号に定める防火設備
 - ロ 特定防火設備
- 五 四十五分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備
 - イ 前号に定める防火設備
 - ロ 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

4|| 前各項の「固有通常火災終了時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{ff}(c) = 1.3 \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2} \left[\max(t_{escape}, t_{region}) + t_{transit,f} + \max(15(N-3), 0) \right]$$

この式において、 $t_{ff}(c)$ 、 α 、 t_{escape} 、 t_{region} 、 $t_{travel,f}$ 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $t_{ff}(c)$ 固有通常火災終了時間 (単位 分)
- α 平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一節四項に規定する当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの
- t_{escape} 平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一節四項に規定する在館者避難時間 (単位 分)

(新設)

t_{region} 平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第

四項に規定する常備消防機関の現地到着時間（単位分）

$t_{travel,f}$ 次の式によって計算した当該建築物の各室（以下「火災室」という。）で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間のうち最大のもの（単位分）

$$t_{travel,fi} = t_{travel,i} + 6$$

この式において、 $t_{travel,fi}$ 及び $t_{travel,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{travel,fi}$ 火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間（単位分）

$t_{travel,i}$ 平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第七項に規定する火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間（単位分）

N 当該建築物の階数

5|| 第二項の「補正固有通常火災終了時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{ff(mc)} = \frac{CR_1 [\max(t_{escape}, t_{region}) + t_{travel,f} + \max\{15(N-3), 0\}] + 12}{0.75}$$

（新設）

この式において、 $t_{ff(nc)}$ 、 CR_1 、 t_{escape} 、 t_{region} 、 $t_{travel,f}$ 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間 (単位 分)

CR_1 次の式によって計算した放水開始以前の炭化速度 (単位 ミリメートル毎分)

$$CR_1 = \min(1.3, 0.0022\alpha - 0.262)$$

この式において、 CR_1 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

CR_1 放水開始以前の炭化速度 (単位 ミリメートル毎分)

α 平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第四項に規定する当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの

t_{escape} 平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第四項に規定する在館者避難時間 (単位 分)

t_{region} 平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第四項に規定する常備消防機関の現地到着時間 (単位 分)

$t_{travel,f}$ 前項に規定する火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間のうち最大のもの (単位 分)

N 当該建築物の階数

6||

第一項の「上階延焼抑制防火設備」は、次の各号に掲げる当該外壁の開口部の必要遮炎時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備をいう。

一 六十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後必要遮炎時間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二 四十五分を超え、六十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ 前号に定める防火設備
ロ 特定防火設備

三 三十分を超え、四十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ 前号に定める防火設備

ロ 令第一百四十五条第五項において読み替えて準用する令第一百二十二条第二十項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

四 二十分を超え、三十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ 前号に定める防火設備

ロ 令和元年国土交通省告示百九十四号第二第四項に規定する三十分間防火設備

五 二十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ 前号に定める防火設備

ロ 法第二条第九号の二ロに規定する防火設備

7||

前項の「必要遮炎時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{\text{intg}} = \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2} \frac{t_{\text{spread}} - t_{\text{ceiling}}}{1 + \mu}$$

(新設)

(新設)

この式において、 t_{intg} 、 α 、 t_{spread} 、 $t_{ceiling}$ 及び μ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_{intg} 必要遮炎時間 (単位 分)

α 平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第四項に規定する当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの

t_{spread} 次の式によって計算した上階延焼抑制時間 (単位 分)

$$t_{spread} = \max(t_{escape}, t_{region}) + t_{travel,f} + \max\{15(N-3), 0\}$$

この式において、 t_{spread} 、 t_{escape} 、 t_{region} 、 $t_{travel,f}$ 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_{spread} 上階延焼抑制時間 (単位 分)

t_{escape} 平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第四項に規定する在館者避難時間 (単位 分)

t_{region}

平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第四項に規定する常備消防機関の現地到着時間 (単位 分)

8|| 第一項及び第二項の「七十五分間準耐火構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

二・〇以上	二
一・五以上二・〇未満	一・六
〇・九以上一・五未満	一・二五
〇・九未満	一
ひさしその他これに類するものの長さ(単位メートル)	数値

$t_{ceiling}$ 平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第七項に規定する天井燃焼抑制時間(単位 分)

μ 次の表の上欄に掲げる当該他の外壁の開口部に防火上有効に設けられているひさしその他これに類するもの(火災時倒壊防止構造の床の構造方法を用いるものに限る。)の長さに応じ、それぞれ同表下欄に定める数値

$t_{travel,f}$ 第四項に規定する火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間のうち最大のもの(単位 分)

N 当該建築物の階数

2|| 前項第一号の「七十五分間準耐火構造」とは、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(-)接合部のうち木材で造られた部分の片側の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることが

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一十号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）第二条に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項において「取合い等の部分」という。）が当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項において「炎侵入防止構造」という。）であること。

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(-)接合部のうち木材で造られた部分の片側（当該耐力壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該耐力壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあつては、両側。以下この項において同じ。）の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）

できる構造であること。

(イ) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限る。） 六・五センチメートル

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限る。） 八・五センチメートル
第二項第一号イ(1)(イ)及び(ロ)に定める基準。

(削る)

(ii) 当該耐力壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(イ) 主要構造部である耐力壁のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の

から内側に、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(イ) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（以下単に「接着剤」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂（以下「フェノール樹脂等」という。）を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限る。） 六・五センチメートル

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限る。） 八・五センチメートル

(ii) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。

(iii) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。

(ii) 当該耐力壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(イ) 主要構造部である耐力壁のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の

区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面(ニ)及び(ハ)において「残存断面」という。)について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。

(2) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の耐力壁(法第二十一条第一項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物の耐力壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の耐力壁(イに規定するものを除く。)にあっては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) 間柱及び下地を木材、鉄材又は鋼材で造り、かつ、その両側に防火被覆(強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限る。)を設け、かつ、当該壁が外壁である場合にあっては、屋外側の防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しく

区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面(ニ)及び(ハ)において「残存断面」という。)について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。

(2) 法第二十一条第一項の規定により令第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物(通常火災終了時間が七十五分間以上であるものに限る。以下この項において同じ。)又は法第二十七条第一項の規定により令第一百条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物(特定避難時間が七十五分間以上であるものに限る。以下この項において同じ。)の耐力壁の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の耐力壁(イに規定するものを除く。)及び組積造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物(以下「組積造の建築物等」という。)の耐力壁にあっては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に防火被覆(強化せっこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。以下この項において同じ。))を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十

はしつこいを塗ったもの

(3) イ(2)に掲げる基準に適合するもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から六・五センチメートルの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 九・五センチメートル

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から八・五センチメートルの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交

二ミリメートル以上のものに限る。）を設け、かつ、当該耐力壁が外壁である場合にあつては、屋外側の防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしつこいを塗ったもの

(3) イ(2)に規定する構造であるもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から六・五センチメートルの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 九・五センチメートル

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から八・五センチメートルの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交

層が存在する場合に限る。) 十一・五センチメートル
(2) 通常火災終了時間が七十五分以上である建築物の非耐力壁(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるものは同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が七十五分以上である建築物の非耐力壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の非耐力壁(イに規定するものを除く。)にあっては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの
- (2) 前号ロ(2)に該当する構造であるもの

三 柱 (3) イ(2)に掲げる基準に適合するもの
柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。
(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い

層が存在する場合に限る。) 十一・五センチメートル
(2) 法第二十一条第一項の規定により令第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第一百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の非耐力壁(外壁にあっては、延焼のおそれのある部分に限る。)の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の非耐力壁(イに規定するものを除く。)及び組積造の建築物等の非耐力壁にあっては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの
- (2) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に防火被覆(強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限る。)を設け、かつ、当該非耐力壁が外壁である場合においては、屋外側の防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしっくいを塗ったもの

三 柱 (3) イ(2)に規定する構造であるもの
柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。
(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い

等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(f)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従った構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(f)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。

）から内側に、第一号イ(1)(i)-(f)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造（二時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。第五号イ(2)(i)において同じ。）

等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第二項第一号イ(1)(i)-(f)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。第五号イ(1)(ii)において同じ。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従った構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第二項第一号イ(1)(i)-(f)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。第五号イ(1)(iii)において同じ。

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。

）から内側に、第一号イ(1)(i)-(f)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造（通常の火災による火熱が加えられた場合に、二時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。第五号イ(2)(i)において同じ。）

じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(削る)

(削る)

(二) 第二項第一号イ(1)(i)(ロ)及び(三)に定める基準。

(削る)

(ii) 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(一) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、第一号(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面(二)及び(三)において「残存断面」という。)について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応

れ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(イ) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限る。) 六・五センチメートル

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限る。) 八・五センチメートル

(二) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。

(三) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。

(ii) 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(一) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面(二)及び(三)において「残存断面」という。)について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を

力度を計算すること。

(二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。

(iv) 床の上面に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限り。）を設けること。

(2) 通常火災終了時間が七十五分以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限り。）又は特定避難時間が七十五分以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限り。）の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあっては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(3)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) 根太及び下地を木材、鉄材又は鋼材で造り、かつ、その表側の部分に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限り。）を設け、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限り。）を設けたもの

五
はり (3) イ(2)に掲げる基準に適合するものはり 次に掲げる基準

計算すること。

(二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。

(iv) 床の上面に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限り。）を設けること。

(2) 法第二十一条第一項の規定により令第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第一百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の床の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）及び組積造の建築物等の床にあっては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(3)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その表側の部分に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限り。）を設け、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限り。）を設けたもの

五
はり (3) イ(2)に規定する構造であるものはり 次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)-(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に掲げる値の部分を除

イ 木造建築物のはり（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)-(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に掲げる値の部分を除

かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造

(ii) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物のほり
(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物のほり(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物のほり(イに規定するものを除く。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの
(2) 第三号ロ(2)に該当するもの

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造

(ii) 法第二十一条第一項の規定により令第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第百十号第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物のほりの構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物のほり(イに規定するものを除く。)及び組積造の建築物等のほりにあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの
(2) 防火被覆(強化せっこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。)を設けたもの

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(削る)

(削る)

- (2) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の軒裏（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間（法第七十五分間以上である建築物の軒裏（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造であること。）と。
- ロ 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに該当する構造であるもの
- イ(2)に掲げる基準に適合するもの
- (3) 第三号ロ(2)に該当するもの

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集材材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、直交集材板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から六・五センチメートルの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 九・五センチメートル

- (ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集材材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、直交集材板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から九・五センチメートルの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 十一・五センチメートル
- (2) 法第二十一条第一項の規定により令第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第一百十号第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造であること。
- ロ 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）及び組積造の建築物等の軒裏にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに掲げるもの
- イ(2)に規定する構造であるもの
- (3) 防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。）

9|| 第一項及び第三項の「七十五分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。

- 一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後七十五分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
- 二 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが〇・八ミリメートル以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備
- 三 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが一・六ミリメートル以上の防火設備
- 四 厚さ二十八ミリメートル以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備

第二 令第九十九条の五第二号に掲げる基準に適合する法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第八十条の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

を設けたもの

3|| 第一項第二号ハ及びベ(3)の「七十五分間防火設備」とは、次の各号のいずれかに掲げる防火設備(周囲の部分が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設けることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。)をいう。

- 一 法第六十一条の規定による認定を受けた防火設備(通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後七十五分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものに限る。)
- 二 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが〇・八ミリメートル以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備
- 三 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが一・六ミリメートル以上の防火設備
- 四 厚さ二十八ミリメートル以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備

第二 令第九十九条の五第二号に掲げる基準に適合する法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第八十条の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。